

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間 (NO. 1)
部局名：建設部住宅課 (電話011-231-4111 (内線29-507))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経過日数)	備考
1	住宅地区改良法	9-1	改良地区内の土地の形質の変更や建築物の新築等の許可	未設定ハ	未設定	
2	住宅地区改良法	18-1	改良住宅への入居者の承認	未設定ハ	未設定	
3	住宅地区改良法	21-1	障害物の伐採及び土地の試掘等の許可	未設定ハ	未設定	
4	高齢者の居住の安定確保に関する法律	54	終身建物賃貸借事業の認可	設定	20日(10日)	
5	高齢者の居住の安定確保に関する法律	56-1	終身建物賃貸借事業の変更の認可	設定	20日(10日)	
6	高齢者の居住の安定確保に関する法律	58-1	認可事業者による終身建物賃貸借の解除の申し入れの承認	設定	20日(10日)	
7	高齢者の居住の安定確保に関する法律	67-3	認可事業者の地位の承継	設定	20日(10日)	
8	北海道営住宅条例(公営住宅法)	8(25-1)	道営住宅の入居者の決定	設定	1月	
9	北海道営住宅条例(公営住宅法)	1 2	道営住宅の同居の承認	設定	1 5 日	
10	北海道営住宅条例	1 3	道営住宅の入居の承継	設定	1 5 日	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間 (NO. 2)
部局名：建設部住宅課 (電話011-231-4111 (内線29-507))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間 (経由日数)	備考
11	北海道営住宅条例	4 1	道営住宅の社会福祉法人等への使用許可	設定	3 0 日	
12	北海道営住宅条例	5 7	道営住宅駐車場の使用者の決定	設定	1 5 日	
13	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	3	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	設定	3 0 日(10日)	
14	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	9	認定事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認	設定	2 0 日(10日)	
15	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	5-1	特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定	設定	2 4 日(7日)	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	住宅地区改良法
根拠条項	第9条第1項
許認可等の種類	改良地区内の土地の形質の変更や建築物の新築等の許可
法令の定め	第9条 前条第1項の告示があった日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事（市が施行する住宅地区改良事業の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。
審査基準	未設定（あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため）
標準処理期間	総期間 未設定 日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	各市町村関係部局
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	市町村に権限移譲 (公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	住宅地区改良法
根拠条項	第18条第1号ロ
許認可等の種類	改良住宅への入居者の承認
法令の定め	<p>第18条 施行者は、次の各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを改良住宅に入居させなければならない。</p> <p>1 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失ったもの</p> <p>イ 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。</p> <p>ロ イただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、政令で定めるところにより、施行者が承認した者に限る。</p> <p>ハ 改良地区の指定の日後にイ又はロに該当する者と同じの世帯に属するに至った者</p> <p>2 前号イ、ロ又はハに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの</p> <p>3 前2号に掲げる者と同じの世帯に属する者</p>
審査基準	未設定（あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため）
標準処理期間	総期間 未設定 日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	住宅地区改良法
根拠条項	第21条第1項
許認可等の種類	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可
法令の定め	第21条第1項 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。(中略)
審査基準	未設定(あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため)
標準処理期間	総期間 未設定 日・月 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ(電話番号: 011-231-4111 内線29-516)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	・高齢者の居住の安定確保に関する法律
根拠条項	・法第54条
許認可等の種類	終身建物賃貸事業の認可
法令の定め	・法第54条 都道府県知事は、第52条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条の認可をすることができる。 各号（略）
審査基準	認定基準（法54条関連） ・法54条 運用通達 ・国土交通省国住備発第102号（平成13年8月6日住宅局長通達）記-第3-1
標準処理期間	総期間 概ね20 <input type="checkbox"/> ・月（注：休日は含まない。） 経由機関 概ね10 <input type="checkbox"/> ・月（総合振興局、振興局を経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 概ね10 <input type="checkbox"/> ・月（北海道 ）
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	・高齢者の居住の安定確保に関する法律
根拠条項	・法第56条第1項
許認可等の種類	終身建物賃貸事業の変更の認可
法令の定め	・法第56条第1項 第52条の認可を受けた終身賃貸事業者は、当該認可を受けた事業の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	認定基準（法第56条第1項）関連 ・法第54条 運用通達 ・国土交通省国住備発第102号（平成13年8月6日住宅局長通達） 記-第3-1,2
標準処理期間	総期間 概ね20 <input type="checkbox"/> ・月（注：休日は含まない。） 経由機関 概ね10 <input type="checkbox"/> ・月（総合振興局、振興局を経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 概ね10 <input type="checkbox"/> ・月（北海道 ）
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	・高齢者の居住の安定確保に関する法律
根拠条項	・法第58条第1項
許認可等の種類	認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れの承認
法令の定め	・法第58条第1項 終身建物賃貸借においては、認可事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、都道府県知事の承認を受けて、当該賃貸借の解約の申入れをすることができる。 1 認可住宅の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に照らし、当該認可住宅を、第54条第1号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったとき。 2 賃借人(1戸の認可住宅に賃借人が2人以上いるときは、当該賃借人の全て)が認可住宅に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、当該認可住宅を適正に管理することが困難になったとき。
審査基準	承認基準 法第54条第1項 運用通達・国土交通省国住備発第102号(平成13年8月6日住宅局長通達)記-第3-3
標準処理期間	総期間 概ね20回・月 (注: 休日は含まない。) 経由機関 概ね10回・月 (総合振興局、振興局を経由) 協議機関 日・月 () 処分機関 概ね10回・月 (北海道)
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ (電話番号: 011-231-4111 内線29-516)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	・高齢者の居住の安定確保に関する法律
根拠条項	・法第67条第3項
許可等の種類	認可事業者の地位の承継に係る承認
法令の定め	・法第67条第3項 認可事業者から認可住宅の敷地の所有権その他当該認可住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継することができる。
審査基準	承認基準 ・北海道における高齢者向け優良賃貸住宅の供給に関する制度要綱第31を準用
標準処理期間	総期間 概ね20 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 概ね10 日・月 (総合振興局、振興局を経由) 協議機関 日・月 () 処分機関 概ね10 日・月 (北海道)
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-516)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道営住宅条例（公営住宅法）
根拠条項	第8条（公営住宅法第25条-1）
許認可等の種類	道営住宅の入居者の決定
法令の定め	<ul style="list-style-type: none">・知事は、前項の規定により入居の申し込みをした者のうちから入居者を決定するものとする。・知事は、入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者にその旨を通知するものとする。
審査基準	<ul style="list-style-type: none">・北海道営住宅条例第6条（入居者資格）の要件を満たしていること。
標準処理期間	総期間 1 月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	各総合振興局及び振興局建設指導課
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道営住宅条例（公営住宅法）	
根拠条項	第12条	
許認可等の種類	道営住宅の同居の承認	
法令の定め	・入居者は、現に入居している道公営住宅の入居の際に同居した入居者以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を得なければならない。	
審査基準	・北海道営住宅条例施行規則第11条の要件を満たしていること。	
標準処理期間	総期間	15日（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月（ ）
	協議機関	日・月（ ）
	処分機関	日・月（ ）
処分担当課	各総合振興局及び振興局建設指導課	
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道営住宅条例
根拠条項	第13条
許認可等の種類	道営住宅の入居の承継
法令の定め	・入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き現に居住している道公営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、知事の承認を得なければならない。
審査基準	・北海道営住宅条例施行規則第13条の要件を満たしていること。
標準処理期間	総期間 15日(注: 休日は含まない) 経由機関 日・月() 協議機関 日・月() 処分機関 日・月()
処分担当課	各総合振興局及び振興局建設指導課
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道営住宅条例	
根拠条項	第41条	
許認可等の種類	道営住宅の社会福祉法人等への使用許可	
法令の定め	<p>・社会福祉法人等は、前条第1項の規定により道公営住宅を使用しようとするときは、知事の定めるところにより、道公営住宅の使用目的、使用期間その他当該道公営住宅の使用に係る事項を記載した書面をもって、知事に申請しなければならない。</p> <p>・知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請のあった日から30日以内に当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対し、使用を許可するときは許可する旨及び道公営住宅の使用可能日を、許可しないときは許可しない旨及びその理由を通知するものとする。</p>	
審査基準	・北海道営住宅条例第40条の要件を満たしていること。	
標準処理期間	総期間	30日(注:休日は含まない。)
	経由機関	日・月()
	協議機関	日・月()
	処分機関	日・月()
処分担当課	各総合振興局及び振興局建設指導課	
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道営住宅条例	
根拠条項	第57条	
許認可等の種類	道営住宅駐車場の使用者の決定	
法令の定め	・前条に規定する使用資格のある者で駐車場を使用しようとするものは、知事の定めるところにより、使用の申し込みをしなければならない。 ・知事は、前項の規定により使用の申し込みをした者のうちから駐車場の使用者を決定し、当該使用者として決定した者にその旨及び使用可能日を通知するものとする。	
審査基準	・北海道営住宅条例第56条の要件を満たしていること。	
標準処理期間	総期間	15日(注:休日は含まない。)
	経由機関	日・月()
	協議機関	日・月()
	処分機関	日・月()
処分担当課	各総合振興局及び振興局建設指導課	
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
根拠条項	・法第3条
許可等の種類	・特定優良賃貸住宅の供給計画の認定
法令の定め	・法第3条 都道府県知事等は、前条第1項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。 各号（略）
審査基準	認定基準 ・法第3条 運用通達 ・北海道における特定優良賃貸住宅の供給に関する制度要綱第6 ・建設省住管発第4号、建設省住建発第110号（平成5年7月30日建設省住宅局長通達）記-1-(2), (3)
標準処理期間	総期間 概ね30 <input type="checkbox"/> ・月（注：休日は含まない。） 経由機関 概ね10 <input type="checkbox"/> ・月（管理事業者を通じて市町村及び総合振興局、振興局を経由） 協議機関 概ね10 <input type="checkbox"/> ・月（市町村） 処分機関 概ね10 <input type="checkbox"/> ・月（北海道）
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
根拠条項	・法第5条第1項
許可等の種類	・特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定
法令の定め	・法第5条第1項 計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた供給計画（以下「認定計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。
審査基準	認定基準計画変更（法第5条第1項）関連 ・法第3条 運用通達 ・北海道における特定優良賃貸住宅の供給に関する制度要綱第6 ・建設省住管発第4号、建設省住建発第110号（平成5年7月30日建設省住宅局長通達）記-1-(2), (3), (5)
標準処理期間	総期間 概ね24 <input type="checkbox"/> ・月（注：休日は含まない。） 経由機関 概ね7 <input type="checkbox"/> ・月（管理事業者を通じて市町村及び総合振興局、振興局を経由） 協議機関 概ね7 <input type="checkbox"/> ・月（市町村） 処分機関 概ね10 <input type="checkbox"/> ・月（北海道）
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
根拠条項	・法第9条
許可等の種類	・認定事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認
法令の定め	・法第9条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。
審査基準	承認基準 ・北海道における特定優良賃貸住宅の供給に関する制度要綱第21第1項各号 運用通達 ・建設省住管発第4号、建設省住建発第110号（平成5年7月30日建設省住宅局長通達）記-4-(2)
標準処理期間	総期間 概ね20 <input type="checkbox"/> ・月（注：休日は含まない。） 経由機関 概ね10 <input type="checkbox"/> ・月（管理事業者を通じて市町村及び総合振興局、振興局を経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 概ね10 <input type="checkbox"/> ・月（北海道 ）
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)